

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一七号)(衆議院送付)

要旨

本法律案は、育児を行う職員の負担を軽減する措置の拡充を図るため、地方公務員について、育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢を三歳未満に引き上げる等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 地方公務員の育児休業等に関する事項

- 一 育児休業の対象となる子の年齢の引上げ
育児休業の対象となる子の年齢を、三歳未満に引き上げる。

二 代替要員の確保措置

- 1 任命権者は、育児休業の承認又は育児休業の期間の延長の請求があつた場合において、当該請求に係る期間について職員の配置換えその他の方法によって当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次に掲げる任用のいずれかを行うものとする。

この場合において、臨時的任用は、当該請求に係る期間について一年を超えて行うことができない。

イ 当該請求に係る期間を任期の限度として行う任期を定めた採用

ロ 当該請求に係る期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任期を定めて職員を採用する場合の任期の明示に関する事項、任期を定めて採用された職員の任期の更新及び任用の制限に関する事項等所要の規定を設ける。

三 部分休業の対象となる子の年齢の引上げ

部分休業の対象となる子の年齢を、三歳未満に引き上げる。

第二 その他

一 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

二 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定める。